

兵庫県公報

令和元年5月17日 金曜日 第6号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 令和元年度消防設備士試験の実施（消防課）	1
○ 令和元年度クリーニング師試験の実施（生活衛生課）	4
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	7
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	8
公 告		
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
○ 同 上（同）	8
人事委員会公告		
○ 兵庫県職員 行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験の実施	9

告 示

兵庫県告示第36号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を、一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和元年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

(1) 第1回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
令和元年 8月3日（土）	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種第4類	午後1時00分から 午後4時15分まで
乙種第4類、第7類		午後1時00分から 午後2時45分まで	
同月4日（日）	午前	甲種特類	午前9時30分から 午後0時15分まで
		甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時30分から 午後0時45分まで

(2) 第2回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
令和2年 2月2日(日)	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種特類	午後1時00分から 午後3時45分まで
		甲種第1類、第2類、第3類、第4類、第5類	午後1時30分から 午後4時45分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時00分から 午後2時45分まで

(注意) 第1回及び第2回とも同一時間帯で2種類以上の受験はできない。ただし、電気工事士の資格を有することにより試験の一部免除を受ける者に限り、甲種第4類と乙種第7類、あるいは乙種第4類と乙種第7類との複数受験ができる。都合により試験場所・試験時間帯等変更になる場合がある。

2 試験場所

(1) 第1回

神戸村野工業高等学校 神戸市長田区五番町8丁目5番地

(2) 第2回

姫路獨協大学 姫路市上大野7丁目2番1号

3 試験方法

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

(1) 筆記試験

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の10第2項各号に掲げる科目について試験を行う。

(2) 実技試験

消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について記述式にて行う。

4 受験資格

(1) 甲種特類

消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者

(2) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

(3) 乙種

受験資格は問わない。

5 受験手続

(1) 書面による受験手続

受験願書に必要な書類をそろえ、(5)のとおり受付期間中に受付場所へ持参し、又は簡易書留郵便等の送達確認可能な方法で送付する。

(2) 電子申請による受験手続

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ(<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>)から必要事項等の入力を行い送信する。

ただし、受験資格及び科目免除資格の内容により電子申請できない場合がある。

(3) 資格証明書類

ア 甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

イ 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11第1項から第6項までに該当することを証明する書類

(4) 受験願書の配布場所及び配布期日

次の場所で受付1箇月前頃より配布する。

県下各消防本部、県下各県民局、県民センター、姫路市役所家島事務所、兵庫県企画県民部災害対策局

兵庫県告示第37号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和元年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和元年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

令和元年8月21日（水）午前10時から

2 試験場所

神戸市東灘区御影中町8-4-14 BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校

3 試験科目**(1) 筆記試験**

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 技能試験

- ア 繊維の鑑別
- イ 薬品の鑑別
- ウ ワイシャツのアイロン仕上げ（しめしこみ作業含む。）

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

5 受験手続**(1) 提出書類等****ア 受験願書**

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等（神戸市にあつては各衛生監視事務所、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市にあつては各保健所。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦5.0センチメートル、横4.0センチメートル（国外運転免許用写真サイズと同じ）の大きさとし、その裏面に氏名を記入したもの。

ウ 履歴書**エ 受験資格を証する書類**

卒業（修了）証明書の原本、卒業（修了）証書の写し、資格認定書の写しのうちいずれか。ただし、写しの場合は、提出先の健康福祉事務所若しくは保健所等又は兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課において、本証と照合し、相違ない旨の確認を得たもの。

オ 受験者の氏名等が上記エに掲げる書類に記載されている氏名等と異なる場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあつては、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類）を提示すること。

(2) 提出期間

令和元年7月1日（月）から同月8日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に原則持参すること。

兵庫県内に住所を有しない者及び兵庫県内に住所を有するがやむを得ず郵送する者については、令和元年7月8日（月）までの消印のある簡易書留に限り兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課にて受け付ける。

(3) 提出先**ア 兵庫県内に住所を有する者**

住所地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等

イ 兵庫県内に住所を有しない者

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

なお、兵庫県内のクリーニング所に勤務する者で、受付時間内に上記ア又はイに提出することが困難な者については、就業地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等に提出することができる。

(4) 手数料

7,000円額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後、手数料は返還しない。

6 携帯品

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）、昼食、カッターシャツ1枚

【カッターシャツの規格】

えり付き、大人男性用、白無地、長袖、綿100パーセント、形状記憶処理のしていないもの、背中にタックのあるもの、事前にプレスされていないもの

7 合格者の発表

(1) 日時

令和元年10月7日（月）午前10時（ホームページには同日正午公開）

(2) 場所

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等において合格者の受験番号を掲示する。



兵庫県告示第38号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市菅野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	石井康雅	神戸市西区榎谷町菅野26番地
同	石井勝茂	同 市同区榎谷町菅野307番地
同	朝堀聡	同 市同区榎谷町菅野850番地
同	山崎輝國	同 市同区榎谷町菅野631番地
同	鴨谷一郎	同 市同区榎谷町菅野843番地の21
同	石井和明	同 市同区榎谷町菅野324番地の1
同	加藤誠身	同 市同区榎谷町菅野283番地
監事	平川敬興	同 市同区榎谷町菅野372番地の1
同	石井剛	同 市同区榎谷町菅野632番地
同	石井良英	同 市同区榎谷町菅野23番地の2

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	石井康雅	神戸市西区榎谷町菅野26番地
同	鴨谷一郎	同 市同区榎谷町菅野843番地の21
同	石井勝茂	同 市同区榎谷町菅野307番地
同	朝堀聡	同 市同区榎谷町菅野850番地
同	大村昌宏	同 市同区榎谷町菅野502番地の1
同	石井和明	同 市同区榎谷町菅野324番地の1
同	加藤誠身	同 市同区榎谷町菅野283番地
監事	加藤貢	同 市同区榎谷町菅野359番地
同	石井剛	同 市同区榎谷町菅野632番地
同	石井良英	同 市同区榎谷町菅野23番地の2



兵庫県告示第39号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
明石堀割土地改良区	平成31年4月18日
加古川市北部土地改良区	平成31年4月23日
兵庫県鮎屋川土地改良区	平成31年4月24日
上部井土地改良区	平成31年4月25日
加古川六ヶ井土地改良区	平成31年4月25日



兵庫県告示第40号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を平成31年4月26日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	2号池地区	令和元年5月17日から 同年6月6日まで	神戸市 西区役所



兵庫県告示第41号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を平成31年4月26日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	西笠原地区	令和元年5月17日から 同年6月6日まで	加西市役所



兵庫県告示第42号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を平成31年4月26日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方

裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	市池地区	令和元年5月17日から 同年6月6日まで	南あわじ市役所



兵庫県告示第43号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和元年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
基本測量（基本重力測量）
- 2 作業期間
令和元年5月7日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域
伊丹市の一部



兵庫県告示第44号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、明石市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（出来形確認測量）
- 2 作業期間
令和元年5月15日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
明石市鳥羽外地内



兵庫県告示第45号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年2月1日から同年3月29日まで
- 3 作業地域
西宮市神園町外



兵庫県告示第46号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和元年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社ホテルニューアワジ
 代表者の氏名 木下 学
 住所 洲本市小路谷20
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) あわじ浜離宮 別館
 所在地 南あわじ市松帆古津路970—6
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び淡路県民局洲本事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 令和元年5月17日から同月30日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 令和元年5月17日から同月30日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市阿弥陀町阿弥陀字蓮池1163番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市広畑区蒲田383番地の3
社会福祉法人あいむ 理事長 吉田 隆三
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年5月22日
兵庫県指令建指第1—1号（30高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市東播都市計画事業高砂土地区画整理事業（小松原地区）仮換地符号1街区1画地から4画地まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸

3 許可年月日及び許可番号

平成30年12月27日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1—27号（30高砂）

人事委員会公告

兵庫県職員 行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験の実施

兵庫県職員 行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験を次のとおり実施する。

令和元年5月17日

兵庫県人事委員会

1 行政A（大卒程度）

(1) 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格												
ア 一般事務職 イ 警察事務職 ウ 教育事務職 エ 児童福祉司 オ 心理判定員 カ 農学職 キ 林学職 ク 水産職 ケ 環境科学職 コ 総合土木職 サ 建築職 シ 機械職 ス 電気職 セ 小中学校事務職 (市町組合立小中学校等)	84名程度 15名程度 24名程度 7名程度 4名程度 13名程度 4名程度 3名程度 2名程度 22名程度 3名程度 3名程度 3名程度 24名程度	<p>1 年齢制限 次のいずれかに該当する者とする。 (1) 平成4年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者（令和2年4月1日現在で22歳から27歳までの者） なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司 心理判定員</td> <td>昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者（令和2年4月1日現在で22歳から34歳までの者）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成10年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び令和2年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 兵庫県人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>2 資格 次の職種は、それぞれの任用資格を有する者又は見込者に限る。 なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>任用資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>心理判定員</td> <td>心理判定員の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環境科学職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </tbody> </table>	職種	年齢	児童福祉司 心理判定員	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者（令和2年4月1日現在で22歳から34歳までの者）	職種	任用資格	児童福祉司	児童福祉司の任用資格	心理判定員	心理判定員の任用資格	環境科学職	環境衛生指導員の任用資格
職種	年齢													
児童福祉司 心理判定員	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者（令和2年4月1日現在で22歳から34歳までの者）													
職種	任用資格													
児童福祉司	児童福祉司の任用資格													
心理判定員	心理判定員の任用資格													
環境科学職	環境衛生指導員の任用資格													

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

1 日本国籍を有しない者

（一般事務職、警察事務職、教育事務職、総合土木職及び建築職に限る。）

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	令和元年6月23日(日)	(神戸会場) 兵庫県立大学神戸商科キャンパス 兵庫県立伊川谷北高校 兵庫県立神戸高塚高校 兵庫県立須磨友が丘高校 (東京会場) 立教大学池袋キャンパス
1次面接試験	令和元年7月8日(月)から同月22日(月)までのうち指定する1日	神戸市内
最終面接試験	令和元年8月6日(火)から同月22日(木)までのうち指定する1日	

(3) 試験の方法

ア 筆記試験

(7) 教養試験(事務系職種(一般事務職、警察事務職、教育事務職及び小中学校事務職)のみ)
大学卒業程度の一般教養について択一式(一部選択解答制)により試験を行う。

(f) 専門試験

各職種に必要な大学卒業程度の専門的知識について択一式(一部の職種で選択解答制)により試験を行う。

(g) 論文試験

一般的な課題により大学卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

イ 1次面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

(7) 口述試験

個別面接の方法により行う。

(f) 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

ウ 最終面接試験

1次面接試験合格者に対して、口述試験(個別面接及び集団討論)の方法により行う。

(4) 合格者の発表

ア 筆記試験

令和元年7月2日(火)午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに筆記試験合格者に通知する。

イ 1次面接試験

令和元年7月31日(水)午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに1次面接試験合格者に通知する。

ウ 最終面接試験

令和元年8月30日(金)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに最終面接試験合格者に通知する。

(5) 申込手続及び受付期間

ア 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手

を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「行政A（大卒程度）請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000065.html

イ 申込方法

(7) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、令和元年6月17日（月）頃に発行する。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji02/pc01_000000067.html

(4) 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。

受験票は、申込受付後、令和元年6月13日（木）頃に発送する。

ウ 受付期間

(7) インターネットによる場合

令和元年5月20日（月）午前9時から同年6月3日（月）午後5時まで（受信有効）

(4) 郵送による場合

令和元年5月20日（月）から同年6月3日（月）まで（消印有効）

(7) 持参による場合

令和元年5月20日（月）から同年6月5日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

2 資格免許職

(1) 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
ア 保健師	10名程度	平成元年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日現在で30歳以下）で、保健師の免許取得者又は取得見込みの者
イ 栄養士	5名程度	平成元年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日現在で30歳以下）で、管理栄養士の免許取得者又は取得見込みの者
ウ 薬剤師	22名程度	平成元年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日現在で30歳以下）で、薬剤師の免許取得者又は取得見込みの者
エ 臨床検査技師	8名程度	平成元年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日現在で30歳以下）で、臨床検査技師の免許取得者又は取得見込みの者
オ 診療放射線技師	5名程度	平成元年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日現在で30歳以下）で、診療放射線技師の免許取得者又は取得見込みの者
カ 精神保健福祉相談員	2名程度	平成元年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日現在で30歳以下）で、精神保健福祉士の免許取得者又は取得見込みの者
キ 医療福祉相談員	2名程度	昭和60年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日現在で34歳以下）で、社会福祉士の免許取得者又は取得見込みの者

ク 理学療法士	3名程度	昭和60年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日現在で34歳以下）で、理学療法士の免許取得者又は取得見込みの者
ケ 作業療法士	5名程度	昭和60年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日現在で34歳以下）で、作業療法士の免許取得者又は取得見込みの者
コ 言語聴覚士	1名程度	昭和60年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日現在で34歳以下）で、言語聴覚士の免許取得者又は取得見込みの者
サ 歯科衛生士	1名程度	昭和60年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日現在で34歳以下）で、歯科衛生士の免許取得者又は取得見込みの者
シ 臨床工学技士	6名程度	昭和60年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日現在で34歳以下）で、臨床工学技士の免許取得者又は取得見込みの者

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

1 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	令和元年6月23日（日）	（神戸会場） 兵庫県立大学神戸商科キャンパス 兵庫県立伊川谷北高校 兵庫県立神戸高塚高校 兵庫県立須磨友が丘高校 （東京会場） 立教大学池袋キャンパス
1次面接試験	令和元年7月19日（金）から同月29日（月）までのうち指定する1日	神戸市内
最終面接試験	令和元年8月20日（火）から同月27日（火）までのうち指定する1日	

(3) 試験の方法

ア 筆記試験

(イ) 専門試験

各職種に必要な専門的知識について択一式及び記述式により試験を行う。

(ロ) 論文試験

一般的な課題（医療福祉分野）により理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

イ 1次面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

(7) 口述試験
個別面接の方法により行う。

(f) 適性検査
職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

ウ 最終面接試験
1次面接試験合格者に対して、口述試験を個別面接の方法により行う。

(4) 合格者の発表

ア 筆記試験
令和元年7月8日(月)午前10時
兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに筆記試験合格者に通知する。

イ 1次面接試験
令和元年8月6日(火)午前10時
兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに1次面接試験合格者に通知する。

ウ 最終面接試験
令和元年9月6日(金)午後3時
兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに最終面接試験合格者に通知する。

(5) 申込手続及び受付期間

ア 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封の上、「資格免許職請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/shikakumennkyo.html>

イ 申込方法

(7) インターネットによる場合
「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、令和元年6月17日(月)頃に発行する。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji02/pc01_000000067.html

(f) 郵送・持参による場合
所定の申込書に必要事項を記入し、写真(申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの)を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、令和元年6月13日(木)頃に発送する。

ウ 受付期間

(7) インターネットによる場合
令和元年5月20日(月)午前9時から同年6月3日(月)午後5時まで(受信有効)

(f) 郵送による場合
令和元年5月20日(月)から同年6月3日(月)まで(消印有効)

(g) 持参による場合
令和元年5月20日(月)から同年6月5日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

3 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から令和3年3月31日まで有効とする。

4 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局任用課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話 (078) 341-7711 内線5920、5921